

雇児母発第0331005号  
平成20年3月31日

各  
都道府県  
政令市  
特別区  
母子保健主管部（局）長  
行政改革主管部（局）長  
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

「公共サービス改革基本方針」の改定  
妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務関係について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき、平成19年12月24日に「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）の一部（別表）の改訂が閣議決定された。

当該改定の中で、「妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務」については、「市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、母子保健法に基づく妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。」（別紙1参照）こととされたところである。さらに、平成20年1月17日に内閣府公共サービス改革推進室ホームページにおいて、「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲等について」（別紙2参照、以下「内閣府ホームページ掲載文」という。）が掲載されたところである。

こうしたことから、今般、妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付関連の窓口業務を民間委託する際の留意事項について、下記のとおりとするので、各市町村の事務執行にあたり、貴管内市町村への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知は、これまでの妊娠届の受付、母子健康手帳の交付業務に関する取扱を変更するものではなく、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 1. 民間委託可能な業務について

行政サービスの向上などといった地域の実情を鑑み、各市町村の判断により、妊娠届の受付、母子健康手帳の交付業務に関する業務を民間委託する場合が想定される。この場合、民間委託可能な業務の範囲と留意事項は内閣府ホームページ掲載文のとおりであること。

### 2. 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付業務の趣旨

妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付業務は、届出時に妊婦と保健師が接触し、健康診査、保健指導、子育て支援のための情報提供などといった各種母子保健サービスを地域住民に行き届かせるための重要な契機である。近年、児童虐待が大きく社会問題化する中で、その発生予防、早期発見などの観点からも、行政機関が特に出産後も継続的に支援が必要であると見込まれる妊婦を早期に把握していることが重要であり、母子保健の向上という観点からも母子保健行政に求められる役割が非常に大きい。

こうした趣旨から、妊娠届の受付窓口には保健師を配置し、受付の際に、直接、保健師による保健指導などが実施され、必要に応じて医療、保健、福祉など各種サービスと適切に連携が図られる体制を整備されることが望ましいこと。

### 3. 厚生労働省への情報提供等

妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付業務を民間委託することを検討している場合には、適切に当課に情報提供等されたい。

## 「公共サービス改革基本方針」（抄）

平成19年12月24日（閣議決定）

## 第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

## 8. 窓口関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(17)妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、母子保健法に基づく妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び厚生労働省

別 紙 2

市町村の適切な管理のもと  
市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（抄）

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	1 妊娠届の受付に関する業務 ・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認  2 母子健康手帳の引渡し業務  3 その他、事実上の行為又は補助的業務  ※ 母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。	厚生労働省